調査レポート

2011
4
No.177

- 道内経済の動き
- 不良債権の償却
- 北海道大学の地域産学連携

北洋銀行
www.hokuyobank.co.jp

● 目　　次 ●

道内経済の動き……1

経営のアドバイス：不良債権の償却……4

経営のアドバイス：北海道大学の地域産学連携……10

主要経済指標……17

道内経済の動き

最近の道内景気は、低水準ながら持ち直しの動きもみられる。需要面をみると、個人消費は、耐久消費財の減少幅が縮小している。公共投資は、新幹線関連工事の発注が増加している。住宅投資は、低い水準ながら前年を上回って推移している。輸出は、アジア向けを中心に増加している。生産活動は、横ばい圏内で推移している。雇用情勢は、有効求人倍率、新規求人数ともに改善している。企業倒産は、件数、負債総額ともに増加している。

なお、３月11日に発生した東日本巨大地震による国内生産活動の大幅な落ち込みが、今後の道内経済に大きな影響を及ぼすものと思われる。

①個人消費～弱い動き

１月の大型小売店販売額（既存店ベース、前年比▲2.2%）は、百貨店、スーパーともに前年を下回った。

百貨店（前年比▲5.6%）は、主力の衣料品、飲食料品ほかすべての品目が前年を下回った。スーパー（同▲0.9%）は、衣料品が前年を上回ったが、主力の飲食料品は前年並み、身の回り品、その他の品目は前年を下回った。

コンビニエンスストア（前年比＋3.8%）は２ヶ月連続で前年を上回った。

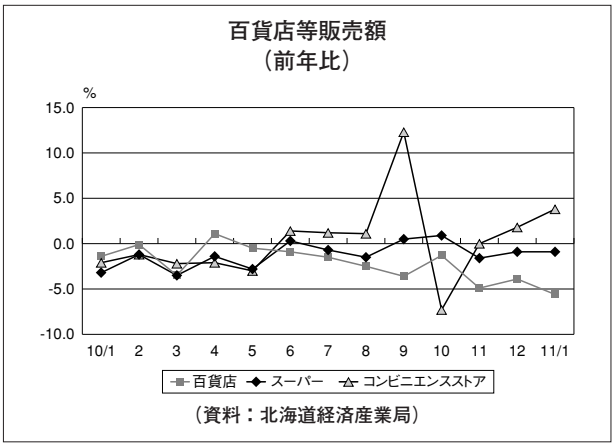

（資料：北海道経済産業局）

②住宅投資～３ヶ月ぶりの増加

１月の新設住宅着工戸数は、1,950戸（前年比＋61.2%）と３ヶ月ぶりに前年を上回った。利用関係別では、持家（同＋31.0%）、貸家（同＋54.1%）、分譲（同＋150.0%）いずれも増加した。

平成22年４月～平成23年１月累計では、25,965戸（前年同期比＋8.8%）と前年を上回った。利用関係別では、持家（同＋10.1%）、貸家（同＋4.2%）、分譲（同＋28.9%）いずれも前年を上回った。

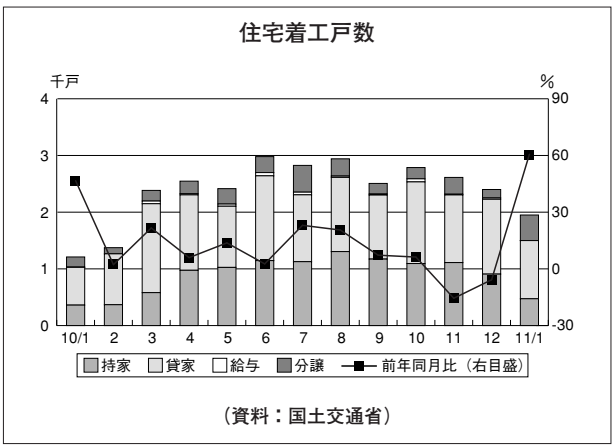

（資料：国土交通省）

③鉱工業生産～生産は幾分増加

１月の鉱工業生産指数は、前月比＋3.8%、前年比では＋1.9%と２ヶ月ぶりに上昇した。

業種別では、前年に比べ金属製品工業や窯業・土石製品工業、食料品工業などが低下し、一般機械工業や印刷業、鉄鋼業などが上昇した。

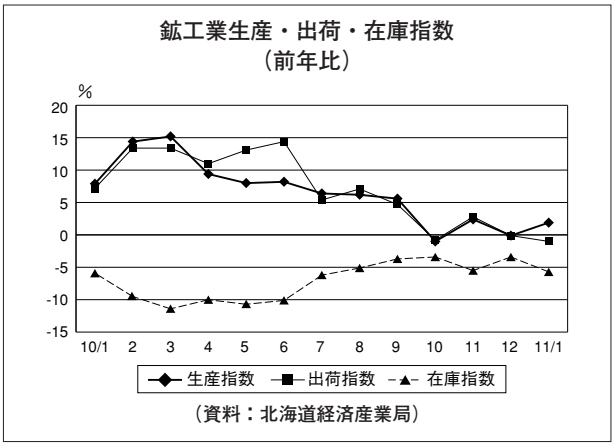

（資料：北海道経済産業局）

④公共投資～２ヶ月連続の増加

１月の公共工事請負金額は、180億円（前年比＋89.4%）と新幹線関連工事が底上げし、２ヶ月連続で前年を上回った。

発注者別では、国（前年比▲11.1%）は前年を下回ったものの、道（同＋9.5%）や市町村（同＋6.1%）は前年を上回った。

平成22年４月～平成23年１月累計では請負金額6,743億円（前年同期比▲17.4%）と前年を下回っている。

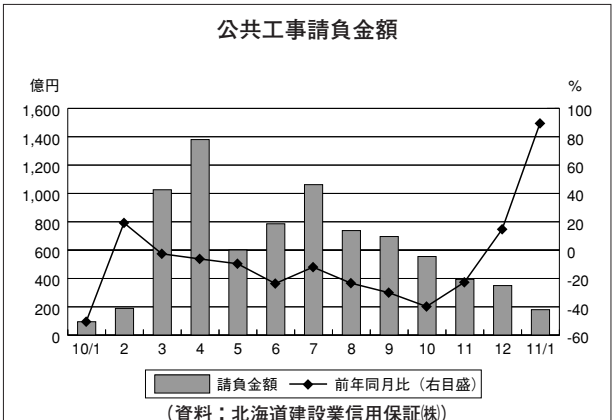

（資料：北海道建設業信用保証㈱）

⑤雇用情勢～持ち直しの動き

１月の有効求人倍率（パートを含む常用）は0.42倍となり、前月比では横ばい、前年比では0.06ポイント上昇した。前年比は12ヶ月連続の上昇となった。新規求人数は、前年比5.4%増加し12ヶ月連続して前年を上回った。業種別では、医療・福祉（前年比＋15.1%）や製造業（同＋19.4%）、卸・小売業（同＋6.9%）などが増加した。

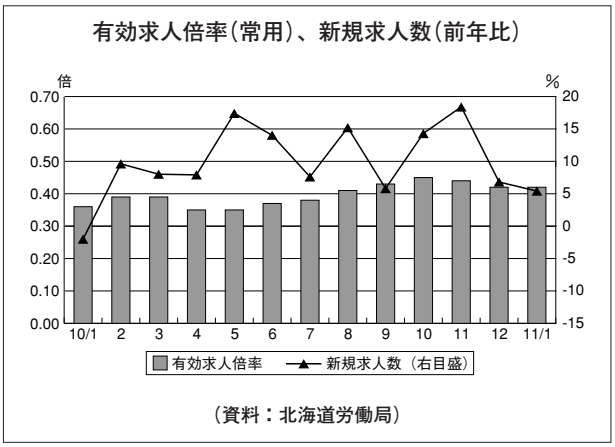

（資料：北海道労働局）

⑥来道客数～６ヶ月連続で前年を下回る

１月の来道客数は、782千人（前年比▲1.1%）と６ヶ月連続して前年を下回った。航空機利用による来道客数が６ヶ月連続して前年を下回るなど、国内需要が減少している。

平成22年４月～平成23年１月累計では9,701千人（前年同期比▲1.1%）と前年を下回って推移している。

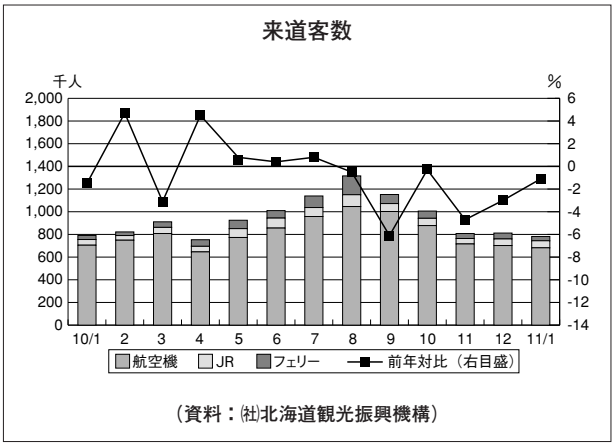

（資料：㈳北海道観光振興機構）

⑦貿易動向～輸出２ヶ月連続の増加

１月の道内貿易額は、輸出が前年比21.5%増の270億円、輸入が同21.4%増の1,151億円となった。

輸出は、鉄鋼や船舶、一般機械などが増加し２ヶ月連続で前年を上回った。

輸入は、原油・粗油や石油製品、石炭などが増加し13ヶ月連続で前年を上回った。

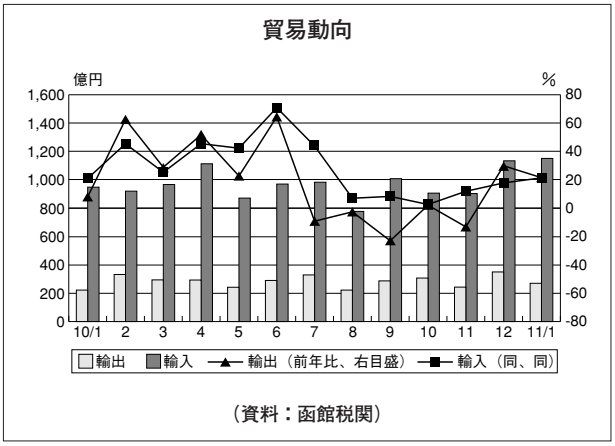

（資料：函館税関）

⑧倒産動向～件数、負債総額ともに増加

２月の企業倒産は、件数は41件（前年比＋17.1%）、負債総額は70億円（同＋22.8%）となった。件数は２ヶ月連続、負債総額は２ヶ月ぶりに前年を上回った。

業種別では、建設業17件、卸売業７件、小売業、サービス・他各６件などとなった。

平成22年４月～平成23年２月累計では、件数411件（前年同期比▲9.3%）、負債総額1,035億円（同▲39.0%）と件数・負債総額ともに下回った。

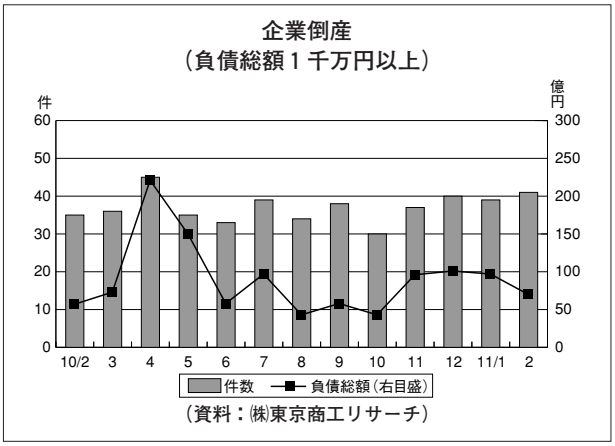

（資料：㈱東京商工リサーチ）

不良債権の償却

金融財政事情研究会研修センター主任講師
（元北洋銀行融資第二部指導役）
高橋　俊樹

企業の有する売掛金等の金銭債権のうち、その全部または一部が回収不能に陥った場合には、その債権額部分を遅滞なく損失として処理する必要があります。これを不良債権の償却といいます。償却には、当該債権額を資産勘定から引き落とす「直接償却」と、債権額の同額を貸倒引当金勘定へ繰り入れる「間接償却」の２つの方法があります。償却は企業が自らの判断で実施することが原則ですが、そこには法人税法の償却基準と企業会計原則の基準があり、まったく企業の自由意思に任されているわけではありません。そこで今回は、債権償却のルールの概要を説明します。

なお今回の説明対象の企業は、法人税の納付義務がある一般的な私企業であり、公的企業や非課税法人、個人事業者は含まれません。

◆不良債権償却の意義

企業の有する金銭債権が不良債権化した場合、それを放置することは売掛金、貸付金あるいは未収金等の資産の一部に不良部分が内包されていることになり、財務の健全性確保の要請に反することになります。したがって企業は、不良化した債権額を適正に資産から控除し、あるいは不良債権の対等額を貸倒引当金へ繰り入れなければなりません。

この点について商法は、商人は営業上の財産について適時に正確な会計帳簿の作成を要し（同法19条２項）、商人の会計は一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとしています（同法19条１項）。さらに会社法では、株式会社について、適時に正確な会計帳簿の作成を求め（同法432条１項）、株式会社の会計は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとし（同法431条）、会社計算規則において、会社は償却すべき資産につき事業年度の末日において相当の償却をしなければならず（同規則５条２項）、特に取立不能のおそれがある債権については事業年度の末日において取立不能見込額を控除しなければならない旨を規定しています（同規則５条４項）。すなわち、金銭債権が取立不能となった場合は、当該取立不能額を債権金額から控除することを当然とした上で、取立不能のおそれがある場合にもその見込額を債権金額から控除することを義務付けています。

また、引当金について会社計算規則は、「将来の費用または損失の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用または損失として繰り入れることにより計上すべき引当金は、事業年度の末日における適正な価格を付し、負債の部に計上する」旨を定めています（同規則６条２条１号、107条２項）。

一方、企業会計原則においても、「受取手形、売掛金その他の債権の貸借対照表価格は、債権金額又は取得価格から正常な貸倒見積額を控除した金額とする」旨を規定し（同「貸借対照表原則五のC」）、引当金については、「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当期

の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を、貸借対照表の負債の部又は資産の部に計上するものとする」(同注解18) と規定しています。つまり、資産の評価額が帳簿価格を下回ることが明らかな場合には、これを帳簿価格から直接控除し（償却)、またはその下回る差額を引当金へ繰り入れる（引当）ものとされているのです。

他方で、償却の必要がない債権を恣意的に償却することは利益の過小計上につながり逆粉飾となります。後に述べる有税償却を安易に用いて決算操作を行うことは、会計上の禁じ手です。債権が償却の対象となる状態を「償却適状」といいますが、償却が必要な債権の状態とは、支払期限が到来している債権を債務者が支払わないこと（期限の利益の喪失)、今後も債権全額の支払の可能性が薄く損失発生が見込まれること、債権回収の引当となる担保や保証からの回収が終了又はそれからの回収見込みが少ないことがあげられます。ただし、次に述べる無税償却基準を充足することは、償却適状の要件ではありません。

◆法人税法が認める債権償却（無税償却）

企業が保有金銭債権の一部を不良債権と判定しても、そこから発生している又は発生見込みの損失額が自動的に税務上の損金として認められるわけではありません。法人税法は、法人の有する金銭債権につき取立不能あるいは取立不能見込みとなった額のうち、一定の要件を充足するものにつき税務上の損金処理を認め、それ以外については、法人がたとえその償却手続を実施しても、税務上はその損金処理が否認される扱いとなっています。前者の、税務上も損金として認められる償却を「無税償却」といい、それに対して後者を、便宜的に「有税償却」ということがあります。

法人税法が認める無税償却の形態には、次に述べるように、直接償却と間接償却の２つがあります。

１．直接償却（貸倒損失による処理）

法人の有する金銭債権につき貸倒れが生じた場合の貸倒損失は、法人税法22条３項の規定により損金の額に算入され直接償却されますが、貸倒れの事実認定の一般的基準としては、法人税基本通達第９章第６節第１款に以下の３項目が掲げられています。これらの基準の適用の妥当性は、後日の税務調査時に検証されるので慎重な判断が必要です。

＜基本通達９－６－１＞金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ

形式基準による直接償却（法律上の貸倒れ）といわれるもので、下記の４つが規定されています。債権が法律上消滅した場合であり、債権者が損金処理をしたか否かに関りなく、当該消滅金額をその事由の生じた事業年度に限り、直接償却することが認められます。

①会社更生計画や民事再生計画の認可決定により切り捨てられることになった部分の金額
②会社法の規定による特別清算協定の認可決定により切り捨てられることになった部分の金額
③債権者集会の協議決定や行政機関、金融機関等の斡旋による当事者間の協議で成立した契約に

より切り捨てられることになった部分の金額
④債務者の債務超過状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、書面により明らかにされた債務免除額

①と②は法的整理手続に基づき債権切捨てが行われた場合の、その切捨て部分を償却するものです。③は私的整理（内整理）における債権切捨てを対象にしたものですが、特定調停手続による債権切捨て部分の償却にも適用されます。④は残存債権額の弁済がもはや不可能である場合に、債権者から債務者に対して書面でなされた債務免除を対象としています。債務超過が継続している「相当期間」については明確な基準がありませんが、債権の回収努力が行われたにも拘らず弁済不能と判断されるに至った期間と考えられ、個々のケースに則して判断することになります。事業の再建支援のために債権放棄をするケースと似ていますが、再建支援においては放棄債権額の弁済が不能とはいえないこともあり、その場合は基本通達９－４－１あるいは９－４－２を適用することになります（後述）。

＜基本通達９－６－２＞回収不能の金銭債権の貸倒れ

実質基準による直接償却（事実上の貸倒れ）といわれるもので、債務者の支払能力から判断して、残存債権額の全額が事実上回収不可能であることが明らかになった場合に、その明らかになった事業年度において、当該債権額の直接償却を可能とする規定です。広く一般的に用いられる基準ですが、回収不能の判断要件は厳しいものがあり、債務者の支払能力のほか、保証人や手形支払人等関係者の支払能力も勘案する必要があります。また担保付債権の場合は、原則として担保処分が完了していることが必要です。破産手続が完了して最終配当を受領したときも、他に回収手段がなければこの基準により償却できます。

＜基本通達９－６－３＞一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ

債務者につき次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対して有する売掛債権（売掛金、未収請負金その他これらに準ずる債権をいい、貸付金やそれに準ずる債権は含みません）につき、備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金処理することが可能です。
①債務者との取引を停止した時以後１年以上を経過した場合
・最後の弁済期又は最後の弁済の時が当該取引を停止した以後である場合は、これらのうち最も遅い時から起算します。
・当該売掛債権について担保がある場合は除かれます。
・この扱いは、継続的取引関係にあった債務者につき信用状態の悪化等により取引を停止するに至った場合が対象であり、不動産取引のようなスポット的取引を行っていた債務者に対する売掛債権については適用されません。
・期限の定めのない場合は即時払い契約と考えられ、最後の納品日を起点として１年経過の事実を判断することになるでしょう。
②法人が同一地域の債務者について有する当該売掛債権の総額が、その取立てのために要する旅

費その他の費用にも満たない場合において、当該債務者に対して支払を督促したにもかかわらず弁済がないとき

なお、この貸倒れの処理は、法律上有効に存在する債権について、便宜的に回収不能とみて貸倒れを認めるという扱いなので、当該債権が債務免除や実際に回収が見込めない状況になるまでの間は、備忘価額を付して管理されるべきものとされており、会計処理においても補助簿の整理、貸倒れとした金額についての債務者別の明細管理やその後の回収状況の経理を明らかにすることが必要でしょう。

2．間接償却（個別貸倒引当金への繰入れ）

企業の有する金銭債権が貸倒れの状況までは至っていないが、債務者につき一定の事実が発生したため、当該債権の一部が回収不能と見込まれる場合には、法人税法施行令（以後「法令」と略します）第96条１項が定める基準に従い、その回収不能見込額を、損金経理により個別貸倒引当金（個別評価債権に係る貸倒引当金）へ繰り入れることができます。

その場合の繰入れ基準は、下記のように、法令96条１項１号（「96－１－１」と略記します）から４号まで４項目が規定されています。なお、個別貸倒引当金繰入額は、事業年度ごとに洗い替えされます。また貸倒引当金の繰入れ基準については見直しの方向が示されており、今後の動向に注意してください。

＜法令96－１－１＞法令等による長期棚上げ債権額の貸倒引当金繰入れ

法的な再建・整理手続（会社更生計画、民事再生計画、特別清算協定）や一定の要件を満たす関係者の協議決定（私的整理手続等）により、金銭債権の長期棚上げがなされた場合の、５年以内に弁済が予定されている金額以外の金額（長期分割弁済計画において計画成立時から５年を超えて弁済が予定されている部分の金額に概ね等しい）につき、貸倒引当金への繰入れを認めるものです。

＜法令96－１－２＞債務超過状態の継続等による取立不能額に係る貸倒引当金繰入れ

法人が有する個別評価金銭債権（一括評価する金銭債権以外の、債務者別に評価する金銭債権）に係る債務者につき、債務超過状態が相当期間継続し、かつ、事業好転の見通しがないこと、災害や経済事情の急変等により多大な損害が生じたこと等により、当該金銭の一部が取立て不能と見込まれる場合に、当該金額の貸倒引当金繰入れを認めるものです。相当期間とは概ね１年以上とされ、担保処分が長引いているため直接償却ができない場合には、この基準を適用して貸倒引当金へ繰り入れることが可能です。

＜法令96－１－３＞形式基準による取立不能額の50％相当額の貸倒引当金繰入れ

法人の有する個別評価金銭債権に係る債務者につき、会社更生、民事再生、破産、特別清算の各手続の申立てや、手形交換所における取引停止処分が発生している場合に、当該債権の取立不

能と見込まれる部分の金額の50％相当額の貸倒引当金繰入れを認めるもので、形式基準による繰入れとして一般的に広く用いられています。なお、特定調停の申立てや私的整理手続の開始は、この基準の対象になりません。

＜法令96－１－４＞外国政府等向け債権の取立不能額の50％相当額の引当金繰入れ
外国政府等向けの金銭債権に債務不履行等が生じている場合に、その取立不能見込額の50％相当額の貸倒引当金繰入れを認めるものです。

３．債権売却による損失処理（事実上の債権償却）

最近は不良債権をサービサー等の外部機関に売却し、譲渡損失を損金処理することにより、事実上の債権償却を行うケースが多くなっています。法人税基本通達も２－１－44で、一定の要件充足の下で譲渡損失の損金経理を認めており、譲渡価額が適正なこと及び真性譲渡であること（関係会社への仮装譲渡や買戻し条件付譲渡は不可）が重視されます。

◆有税償却（有税引当）

企業の有する金銭債権が、前述した償却適状にはあるが無税償却の基準を満たすに至っていない場合に、税務上は否認したうえで会計上の損失処理だけを行うことを「有税償却」と称します。ただしこれは、制度上の概念として確立されたものではありません。

有税償却にも直接償却と間接償却とがありますが、直接償却してしまうと後日それを無税償却に切り替えることが不可能となり、かつ、使途不明金など内容を明らかにできない損失処理として、会計監査の場で追求を受けるおそれがあります。したがって、有税償却の大部分は間接償却であり、それゆえ「有税引当」と呼ばれることもあります。

有税引当された債権が、その後税務上の基準を満たした結果、無税償却に切り替えられるときは、当該事業年度の「益金」の減算処理を行うことによって、有税引当時に払いすぎていた税金の還付が行われます。しかし有税引当は、実際には損失であるにも拘らず、その部分に係る税金を仮払いするものであり企業の決算上は不利なので、それを是正する方策として「税効果会計」が採り入れられました。

税効果会計では、有税引当された債権の法人税等相当額を法人税等調整額として当期利益に加算修正し、対等額を繰延税金資産勘定に振替計上します。後日それを無税償却に切り替えるときは、その年度の益金（課税所得）を減算したうえで繰延税金資産を取り崩し法人税等調整額として当期利益を減算修正します。ただし繰延税金資産の計上は、以後５年間程度の利益見通しが立つ範囲内で行うべきものとされています。

◆事業再生にかかる損失処理

法人が子会社等の支援のために債権放棄を行う場合、それが一定の要件を満たしていなければ、税務上は寄附金と認定されます。法人税法37条は、寄附金の損金算入限度額の計算基準を規

定し、法人が金銭その他の経済的利益の贈与や無償供与を行った場合には当該金銭の額及び贈与等の資産の時価相当額を寄附金として扱うこと（同条７項）、法人が資産の低廉譲渡を行った場合には当該資産の時価と譲渡価額の差額を寄附金とみなすこと（同条８項）を定めています。したがって、法人が子会社等に経済的利益を供与した場合、相手からその対価と見なされる利益を受けているか、あるいは当該経済的利益を手放す合理的な経済目的や事情がない限り、その経済的利益の供与行為は寄附金と認定されます。

子会社等（関係会社や取引先も含みます）の支援のためにやむを得ず経済的利益の供与を行う場合に、それが寄附金とならないための「合理的な経済目的や事情」について、法人税基本通達は次のように例示しています。

＜基本通達９－４－１＞子会社等を整理する場合の損失負担

法人がその子会社等の解散、経営権の譲渡等に伴い、債務引受や債権放棄等の損失負担をした場合、それをしなければ今後より大きな損失を蒙ることが社会通念上明らかであるなど相当の理由があるときは、その損失負担は寄附金の額には該当しません。

＜基本通達９－４－２＞子会社等を再建する場合の利益供与

法人がその子会社等に対して金銭の無償もしくは低利率での貸付又は債権放棄等を行った場合、それが子会社等の倒産防止のためにやむを得ず行われたもので合理的再建計画に基づくものであるなど相当な理由があるときは、寄附金の額には該当しません。

この場合、合理的な再建計画の判断基準として、支援額の合理性（算定根拠）、支援者による再建管理の有無、支援者の範囲の相当性や支援割合の合理性等が挙げられていますが、利害の対立する複数の支援者の合意により策定された計画は、原則として合理的なものとして取り扱う旨が例示されています。

なお、債権放棄等利益の供与を受ける側の債務者に発生する債務免除益や受贈益については、原則として資産の評価損や期限切れ欠損金（青色欠損金や災害欠損金以外の欠損金）との減殺ができることとされています。

北海道大学の地域産学連携

北海道大学産学連携本部TLO部門
部門長　兼　技術移転室長
特任准教授　末富　弘
（北見工業大学地域共同研究センター客員教授）
（室蘭工業大学大学院「財務・金融・ベンチャー支援論」担当）

はじめに

全国的には記録的な大雪をもたらした冬将軍が去り、街角には早春の足音がヒタヒタと忍び寄っています。もうすぐ、名曲「花の街」(江間章子作詞・團伊玖磨作曲）のメロディーがよく似合う季節が到来します。(私が中学１年の音楽の授業で習った曲です)

私は今頃になると必ず、銀行の支店長として２年半過ごした倶知安町のある風景を思い出します。倶知安町の春の空は、本州の霞みたなびくやわらかな空ではなく、吸い込まれそうな深みのある紺碧の空です。その空を背景に、冬はスキーヤーで賑わう雄大なニセコ連峰が町の近くに広がっています。毎年春になると、そのニセコ連峰に馬が現れます。野生の馬ではありません。山腹の微妙なアンジュレーションが、斜面に雪で馬の躍動する姿を描いているのです。青い山脈に真っ白く映える馬の姿を見て遅い春を実感しました。そして馬の姿が消える頃には、北国の町は生き物が生命を謳歌する短い夏を迎えます。町役場の前から見るこの風景が、私は一番好きでした。

私事ですが、私は３月に34年間勤めた銀行を何とか無事退職し、北海道大学に就職しました。北海道TLO㈱（道内大学の研究成果を特許化し、企業に仲介する業務を行っていた。平成21年３月解散）への出向以来、ここ10年ほど関わってきた産学連携の仕事を継続いたします。今までの経験を十分に活用できる仕事に就くことを、私はとても嬉しく思うと同時に、関係者の皆さんに深く感謝しています。

前置きが長くなりましたが、今回は、私が勤務する北海道大学の産学連携活動の一部を紹介します。ご注意いただきたい点が二つあります。

第一は、本誌「調査レポート」は、企業の皆様に実践的な情報を提供することが主たる狙いと考えています。私も欠かさず読んでいますが、各分野の専門家諸氏による記事は丁寧で説得力があり、すぐに役立ちそうなものばかりです。一方、私がお話できる分野は、すぐにお役に立ちそうなものではありません。勿論、直ちに課題の解決につながる場合もあるかもしれませんが、それは少数でしょう。今後、読者の皆様の課題解決の糸口のひとつとして産学連携が考えられる時に、本稿を思い出していただければ幸いです。

第二は、産学連携は魔法の杖ではないと言うことです。産学連携の結果として新分野進出に成功した中小企業の例はたくさんありますが、一方、思ったような結果が出ずに、資金面で苦労している中小企業が多いのも現実です。中小企業の新分野進出には、まさに社運がかかっています。産学連携のメリットは、大学の先端的な研究を活用した製品や技術の「先端性」「革新性」です。したがって、既存市場の拡大や、場合によっては新たな市場の創出につながる可能性があります。しかし同時に、「事業化まで時間がかかる」「人材や資金の負担が大きくなる」という課題

があります。産学連携の場合は、製品開発や技術開発の公的プロジェクトに採択され、企業の資金負担が１／３あるいはゼロになることもありますが、プロジェクトの期間はせいぜい２～３年です。プロジェクト終了と同時に製品や技術が完成している例はまれです。新分野進出の成否は、それからの追加研究にかかっています。新分野進出に産学連携を絡める場合は、この点に十分注意してください。

産学連携の必要性

私の立場からは、「産学連携とはこうである!!」と説明する必要もないくらい一般化していると思いたいのですが、それは無理がありそうです。

産学連携については色々な人が色々な定義をしていますが、私は、「大学・研究機関で生み出された技術・ノウハウを企業が事業化へ結びつける営み」と考えています。大学等の研究成果がまずありきで、そこから企業が加わって事業化につなげる場合もあれば、逆に企業のニーズありきで大学等につなぎ、共同研究を行い事業化に至る場合もあります。私の経験では、後者の方が事業化に至る可能性は圧倒的に大きくなります。

大学等の研究成果は、勿論、先端的なものですが、それであるがゆえに事業化へのハードルは高く、膨大な時間や資金を必要とすることになります。例えば医薬品の開発では、製品化までに10年の期間や数百億円の資金がかかる例は少なくありません。大学や中小企業が支えられる金額ではありません。また、それだけの時間と資金を投下しても、成功するかどうかは分かりません。ただし、開発に成功した場合は、人類の健康の増進に貢献すると言う大変な名誉ともに、莫大な収入を見込むことも可能です。

しかし、これから私が説明する産学連携は、このような大掛かりなものではなく、道内の中小企業が関わるものとご理解ください。北海道が平成20年８月に策定した「北海道科学技術振興戦略」では、「自立型経済構造への転換と厚みと広がりのある産業構造の構築」と題し、産学連携の必要性が以下のように説明されています。

「北海道は、他の都府県に比較して、一次産業及び三次産業のウェイトが高く、二次産業、特に経済波及効果の高い加工組立型工業の割合が低く(注)、公的需要への依存度が高い経済構造から、民間主導の自立型経済構造への転換を図り、厚みと広がりのある産業構造の構築を進めていくことが必要とされています。

また、本道の基幹産業である農業は、国産供給熱量で全国の２割を占めるなど我が国における食料の安定供給に重要な役割を果たしていますが、農業産出額ベースでは全国の12%（平成18年）となっており、素材供給にとどまらず、付加価値を高めるなど食品産業の振興が求められています。

こうした要請の下、ものづくり産業の振興、中小企業の育成・強化、食のブランド化の加速、成長発展が期待される分野の強化などに向けて、大学等の研究シーズなど道内の知的財産の活用や産学官及び金融機関等の連携・協働の充実を通じた研究成果の事業化・実用化の促進が一層求められています。」

注）道（国）内総生産の産業別構成比：農林水産業3.7%（全国1.5%）、製造業8.1%（同19.9%）、建設業6.8%（同6.1%）、政府サービス生産者16.7%（同9.5%）となっており、全国に比べて製造業の占める割合が低い産業別構成になっている。（北海道総合政策部「平成20年度道民経済計算推計結果の概要」）

製造業の振興は、北海道にとって常に大きな課題です。基幹産業である炭鉱が終焉を迎え、北洋漁業が200カイリ問題で大きなダメージを受けたのは1980年代ですが、それらの原因や兆候が出始めた1960年代からの課題であったといっても良いでしょう。

北海道は企業誘致のための条例を制定し、様々な優遇措置を用意して、製造業の北海道への誘致に取り組みました。私は、1986年から88年まで、北海道拓殖銀行から北海道商工観光部（現・経済部）に出向し、炭鉱や北洋漁業を巡る大きな変化と地域経済への影響、それに対応する企業誘致活動の強化を間近に見ていました。また一部、私自身も業務として関わっていました。北海道の官民挙げての企業誘致活動が実を結び、一時、北海道の誘致企業数は全国一になりました。

しかし、北海道に進出する企業の多くは、北海道の安い土地と安い労働力を期待していましたが、経済のグローバル化とともに、北海道から、より人件費が低いアジア諸国に生産拠点を移しました。企業経営からは、ある意味仕方がない選択で、現在では生産拠点を海外に置くことは、ごく当たり前になっています。

企業誘致による製造業の振興は地域経済の拡大や雇用の増加等の即効性があり、また、進出企業は経営に安定感があります。現在、苫小牧地区を中心に自動車部品製造業をはじめとして多くの企業が進出（現地法人を含む）し、地域経済に大きく貢献しています。今後も積極的にオール北海道で、企業誘致を進めなければなりません。しかし同時に、北海道内で新産業を創出することは絶対に必要です。時間はかかるかもしれませんが、国際的に優位性のある新産業を創出し、北海道の企業として根付かせなければなりません。そのためのツールのひとつとして産学連携があります。

今、北海道で目指しているのは農林水産業や建設業に比べて弱い製造業の振興であり、言い換えれば公共工事を初めとした公的需要依存からの脱却であります。すでに公共工事は大きく減少しており、そのために建設業は厳しい状況になりつつあります。土木や建設の需要は景気対策で一時的に増加することはあるかもしれませんが、今後も縮小傾向は避けられないのではないでしょうか。札幌を除く道内の地方では建設業が産業連鎖の頂上にある場合が少なくありません。このような状況で建設業が縮小すれば、関連する企業にお金が回らなくなり、地域の経済活動全体が縮小します。勿論、雇用も確実に減少し、地域に深刻な影響が出ることが懸念されます。

回りくどくなりましたが、新産業の創出の担い手として、地域の建設業の果たす役割は大きいと考えます。企業としては経営基盤がしっかりしており、経営面や営業面で不安がある大学発ベンチャーが新事業を行う場合と比較にならないくらい安定感があります。又、地域での雇用を守るためには、既存事業だけでは難しく、新たな事業への進出しなければならない事情もあります。

なお、新分野とひと括りで言いましたが、農業や飲食業、販売業他、本業以外の全ての事業が

該当します。これから述べる新分野は、産学連携が絡む新分野に限定するとお考えください。勿論、建設業の新分野進出は簡単ではありません。失礼な言い方をご容赦いただきたいのですが、技術がない、設備がない、人材がないから始まるわけですから、産業界や官庁、大学等が一体となって進めていくことが絶対に必要です。

私のところにも年に数件、建設会社から新分野進出を行うために産学連携に取り組みたいとの相談がきますが、真摯に対応しています。勿論、経営者のしっかりとした意志が無ければ、中途半端な結果に終わり、かえって様々な損失が発生する可能性が高いことも説明しています。

北海道大学の地域産学連携

この項では、私の所属する北海道大学の地域産学連携について説明します。

北海道大学の基本理念に「実学の重視」があり、大学の研究の中には北海道の産業とともに発展してきたものも少なくありません。現在でも、産学官の連携協働の拡大を通じて、研究成果を北海道、さらに日本、世界へ還元することとしております。その産学連携のワンストップ窓口が、私が所属する産学連携本部です。産学連携本部では、学内の研究者の発明の権利化、知的財産の企業等へのライセンス、共同研究の組成、プロジェクトの組成、大学発ベンチャー支援等を行っています。また、北海道内の各大学、高専等と連携し、共同研究の組成や技術移転に取り組んでいます。

北海道大学では広く国内外の企業と連携活動を行っていますが、図１は道内中小企業との連携モデルです。注目していただきたいのは左下で、様々な支援機関と連携し、共同研究や知的財産ライセンスだけではなく、事業化分野にまで及ぶ総合的な支援を目指しています。

道内中小企業との連携は、2010年６月から取り組みを強化しました。まず、道内で産学連携の経験がある企業を20数社訪問し、北海道大学への要望を聴取しました。様々な貴重な意見をいただき、現在の活動に反映しています。また、訪問先企業から技術相談があり、当該分野の研究者を紹介したところ、企業、道内工業高等専門学校、北海道大学の共同研究につながり、北海道中小企業応援ファンドの支援が決まりました。

連携している北見工業大学、酪農学園大学、室蘭工業大学と共同で、各大学の研究情報やイベント情報を無料で提供する月刊のメールマガジン「北海道広域TLO通信」(図２）を2009年11月に創刊し、現在は約1,500社に配信しています。実は、北海道大学から配信している企業数は、当初目標としていた500社をやっと超えたばかりですが、北海道機械工業会のメールマガジンに転載していただくことで、1,500社への配信が可能になりました。北海道機械工業会は道内製造業の主要企業を中心に約350社で構成されており、研究情報の発信や、企業のニーズの収集等、配信の効果はとても大きいと思われます。「北海道広域TLO通信」が、道内の産学連携を進めるひとつのきっかけになればと期待しています。

なお、北海道機械工業会とは平成22年度から連携の強化に取り組み、今年３月には北海道大学の教員と、北海道機械工業会の会員企業で勉強会を開催しました。予想を大きく上回る約30社が参加し、研究内容の説明後、研究室訪問や意見交換を行いましたが、参加企業の関心が高く、今

後も継続して勉強会を行うことになりました。

また、同様に北海道バイオ工業会との連携も強化しました。北海道バイオ工業会は、道内の先端的なバイオ関連企業約35社で構成され、大学と接点を有する企業も少なくありません。まずは今年２月、北海道大学のバイオ系の研究成果を、北海道バイオ工業会の企業（分野で絞り込んでいます）に紹介する商談会を開催しました。大学サイドでは分からないような生の貴重な情報をいただき、今後の研究開発の参考になりました。この商談会も、継続していきます。

さらに、道内企業が大学や研究機関の研究者に、自社をPRするセミナーを開始しました。産学連携に参加したことがある、あるいは関心がある道内企業が、自社の技術やサービスを紹介し、研究者に使ってもらおうというものです。研究者は企業との接点が思いのほか少なく、材料の購入や試作品の製作に困ることがあります。その時に、道内企業を使えれば企業にとってはビジネスチャンスになり、大学にとっては共同研究やプロジェクトにつながる可能性があります。平成22年度は２回開催しましたが、今後も継続していきます。

このような活動の結果、道内企業からの技術相談は、前年に比べ倍増しており、少しずつですが、手ごたえを感じ始めています。2011年度は従来以上に地域中小企業との連携を進めてまいります。ご希望、ご相談があれば、何なりとワンストップ窓口（TEL011－706－9561）にお電話ください。

図１

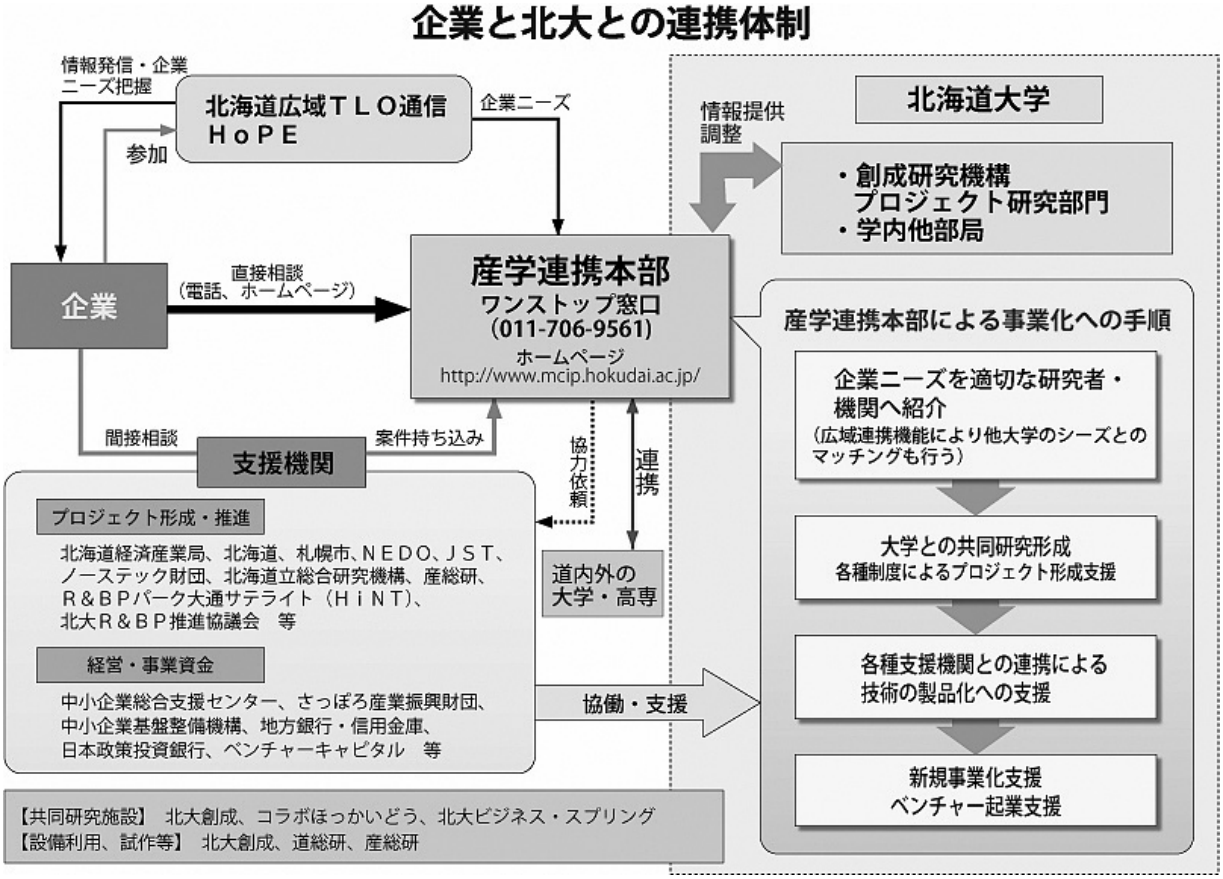

○　まず、産学連携本部ワンストップ窓口（011－706－9561）にお電話ください。産学連携本部のホームページからも相談は可能です。

http : //www.mcip.hokudai.ac.jp/index.php

○　担当がご相談の内容に応じて研究者や機関を調査します。北海道大学内に研究者がいない場合は、連携している他大学や公設試験研究機関、中小企業支援機関等をご紹介します。

○　北海道大学内に研究者がいる場合は、研究者と協議し、共同研究やプロジェクトを実施します。

○　研究成果の製品化にあたっては、連携する中小企業支援機関や金融機関が支援を行います。

図 2

北海道広域TLO通信は、文部科学省・経済産業省の「承認TLO」(TLO：大学技術の移転機関)となった北海道大学と連携協定大学*が、中心となり発行するメールマガジンです。
毎月、道内大学発の最新研究情報、産学連携に関する情報等をお届けしいたします。

＊連携協定大学：北見工業大学、酪農学園大学、室蘭工業大学（2011年３月現在）

【配信情報】

メールマガジンは、大学の研究成果および産学官連携に興味がありメールアドレス（携帯不可）をお持ちの方であれば道内・道外、個人・法人を問わず、どなたでも登録可能です。

登録はこちらです。

http : //www.mcip.hokudai.ac.jp/TLO/touroku/index.php

主要経済指標（1）

年月	鉱工業指数											
	生産指数				出荷指数				在庫指数			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	17年＝100	前年同月比(%)	17年＝100	前年同月比(%)	17年＝100	前年同月比(%)	17年＝100	前年同月比(%)	17年＝100	前年同月比(%)	17年＝100	前年同月比(%)
18年度	**103.9**	3.0	**105.3**	4.6	**104.7**	4.3	**105.3**	4.3	**105.3**	0.2	**98.6**	1.6
19年度	**104.2**	0.3	**108.1**	2.7	**104.2**	△ 0.5	**108.7**	3.2	**105.0**	△ 0.3	**100.5**	1.9
20年度	**96.1**	△ 7.8	**94.4**	△12.7	**98.2**	△ 5.8	**95.0**	△12.6	**102.5**	△ 2.4	**95.3**	△ 5.2
21年度	**90.1**	△ 6.2	**86.0**	△ 8.9	**92.7**	△ 5.6	**87.0**	△ 8.4	**90.8**	△11.4	**89.6**	△ 6.0
21年10～12月	**92.4**	△ 1.3	**88.1**	△ 4.3	**95.2**	△ 0.5	**89.1**	△ 3.3	**92.8**	△ 9.8	**93.0**	△14.6
22年 1 ～ 3 月	**94.6**	12.5	**94.3**	27.5	**98.8**	11.3	**95.5**	26.5	**88.4**	△11.4	**94.0**	△ 6.0
4 ～ 6 月	**93.0**	8.5	**95.7**	21.0	**97.6**	12.8	**97.0**	21.8	**87.8**	△10.1	**97.2**	1.2
7 ～ 9 月	**93.9**	6.1	**94.0**	13.5	**96.1**	5.7	**95.8**	14.3	**90.9**	△ 3.6	**97.6**	3.4
10～12月	r **92.8**	0.4	r **92.5**	4.9	**95.8**	0.7	r **94.3**	5.8	r **89.6**	△ 3.4	r **96.4**	3.7
22年 1月	**95.7**	7.9	**94.3**	18.9	**99.3**	7.2	**95.0**	20.1	**94.0**	△ 5.9	**94.0**	△12.3
2月	**96.0**	14.4	**93.7**	31.3	**100.4**	13.4	**94.8**	29.0	**90.9**	△ 9.5	**95.5**	△ 7.5
3月	**92.1**	15.2	**94.8**	31.8	**96.6**	13.4	**96.7**	29.9	**88.4**	△11.4	**94.0**	△ 6.0
4月	**92.7**	9.4	**96.0**	25.9	**95.7**	11.0	**98.1**	27.1	**89.0**	△10.0	**94.6**	△ 3.4
5月	**93.0**	8.0	**96.1**	20.4	**97.2**	13.1	**96.4**	21.0	**88.4**	△10.7	**96.5**	△ 0.8
6月	**93.3**	8.2	**95.0**	17.3	**100.0**	14.4	**96.6**	18.1	**87.8**	△10.1	**97.2**	1.2
7月	**93.5**	6.4	**94.8**	14.2	**94.9**	5.4	**96.5**	14.7	**88.9**	△ 6.2	**96.7**	1.3
8月	**93.8**	6.2	**94.3**	15.1	**97.4**	7.0	**95.7**	15.8	**89.6**	△ 5.1	**97.5**	2.6
9月	**94.3**	5.6	**92.8**	11.5	**96.0**	4.5	**95.2**	12.6	**90.9**	△ 3.6	**97.6**	3.4
10月	**90.6**	△ 1.0	**90.9**	4.3	**94.1**	△ 0.8	**92.3**	4.1	**89.2**	△ 3.4	**96.6**	3.8
11月	**94.7**	2.4	**91.8**	5.8	**97.4**	2.8	**94.7**	8.1	**89.1**	△ 5.5	**94.9**	1.9
12月	r **93.2**	△ 0.1	r **94.8**	4.9	r **95.9**	△ 0.1	r **95.8**	5.4	r **89.6**	△ 3.4	r **96.4**	3.7
23年 1月	p **96.7**	1.9	p **97.1**	4.7	p **96.9**	△ 1.0	p **96.9**	3.2	p **88.6**	△ 5.7	p**100.9**	7.3
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■鉱工業生産指数の年度、前年同月比は原数値による。
■「p」は速報値、「r」は修正値。

年月	大型小売店販売額											
	大型店計				百貨店				スーパー			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)
18年度	**983,656**	△ 1.6	**211,745**	△ 0.9	**330,512**	△ 2.6	**86,108**	△ 0.8	**653,144**	△ 1.1	**125,637**	△ 1.0
19年度	**954,970**	△ 2.6	**212,525**	△ 1.0	**309,947**	△ 3.5	**84,287**	△ 0.8	**645,022**	△ 2.1	**128,238**	△ 1.1
20年度	**933,720**	△ 5.6	**206,589**	△ 4.2	**283,317**	△ 6.5	**78,442**	△ 6.7	**650,404**	△ 5.2	**128,147**	△ 2.5
21年度	**920,855**	△ 3.6	**195,672**	△ 6.4	**246,086**	△ 4.6	**70,546**	△ 8.6	**674,769**	△ 3.3	**125,126**	△ 5.1
21年10～12月	**247,467**	△ 3.5	**52,515**	△ 7.0	**66,080**	△ 4.4	**19,753**	△ 8.8	**181,387**	△ 3.2	**32,762**	△ 5.8
22年 1 ～ 3 月	**219,093**	△ 2.5	**47,001**	△ 4.9	**57,500**	△ 1.8	**16,887**	△ 4.9	**161,593**	△ 2.7	**30,114**	△ 4.9
4 ～ 6 月	**218,614**	△ 1.0	**46,754**	△ 3.5	**52,288**	△ 0.1	**15,998**	△ 3.8	**166,326**	△ 1.3	**30,756**	△ 3.4
7 ～ 9 月	**219,830**	△ 1.1	**47,467**	△ 1.6	**53,386**	△ 2.5	**16,115**	△ 3.0	**166,444**	△ 0.6	**31,352**	△ 0.9
10～12月	r **245,534**	△ 1.3	r **52,570**	△ 0.5	**61,736**	△ 3.4	r **19,421**	△ 0.6	r **183,798**	△ 0.6	r **33,149**	△ 0.5
22年 1月	**76,989**	△ 2.7	**17,147**	△ 5.7	**21,135**	△ 1.4	**6,209**	△ 5.7	**55,855**	△ 3.2	**10,938**	△ 5.7
2月	**66,132**	△ 0.9	**14,023**	△ 4.0	**16,370**	△ 0.1	**4,763**	△ 5.3	**49,762**	△ 1.2	**9,260**	△ 3.3
3月	**75,972**	△ 3.5	**15,831**	△ 4.9	**19,995**	△ 3.5	**5,915**	△ 3.6	**55,977**	△ 3.5	**9,916**	△ 5.6
4月	**73,011**	△ 0.8	**15,463**	△ 3.7	**17,519**	1.1	**5,276**	△ 3.7	**55,492**	△ 1.4	**10,187**	△ 3.7
5月	**73,205**	△ 2.3	**15,656**	△ 3.9	**17,496**	△ 0.5	**5,360**	△ 2.1	**55,709**	△ 2.8	**10,297**	△ 4.8
6月	**72,399**	0.0	**15,634**	△ 3.1	**17,273**	△ 0.9	**5,363**	△ 5.7	**55,126**	0.3	**10,272**	△ 1.6
7月	**76,561**	△ 0.9	**17,189**	△ 1.3	**20,242**	△ 1.5	**6,514**	△ 1.4	**56,319**	△ 0.7	**10,676**	△ 1.2
8月	**73,739**	△ 1.7	**15,500**	△ 1.8	**16,287**	△ 2.5	**4,743**	△ 3.0	**57,452**	△ 1.5	**10,757**	△ 1.3
9月	**69,530**	△ 0.5	**14,778**	△ 1.7	**16,857**	△ 3.6	**4,858**	△ 5.0	**52,672**	0.5	**9,919**	0.0
10月	**73,812**	0.3	**15,809**	0.4	**18,179**	△ 1.3	**5,556**	0.6	**55,633**	0.9	**10,253**	0.3
11月	**72,940**	△ 2.5	**16,325**	0.1	**18,043**	△ 4.9	**6,027**	△ 0.4	**54,897**	△ 1.7	**10,298**	0.4
12月	r **98,783**	△ 1.7	r **20,435**	△ 1.7	**25,515**	△ 3.9	r **7,839**	△ 1.5	r **73,268**	△ 0.9	r **12,597**	△ 1.9
23年 1月	p **75,790**	△ 2.2	p **17,080**	△ 0.7	p **19,057**	△ 5.6	p **6,024**	△ 1.1	p **56,733**	△ 0.9	p **11,056**	△ 0.4
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■大型小売店販売額の前年同月比は既存店ベースによる。
■「p」は速報値、「r」は修正値。

主要経済指標（2）

年月	コンビニエンス・ストア販売額				消費者物価指数（総合）				円相場（東京市場）	日経平均株価
	北海道		全国		北海道		全国			
	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	17年＝100	前年同月比(%)	17年＝100	前年同月比(%)	円／ドル	円 月(期)末
18年度	**414,921**	△ 1.7	**74,211**	△ 2.0	**100.5**	0.5	**100.2**	0.3	116.94	17,288
19年度	**408,292**	△ 1.6	**75,161**	△ 0.9	**101.1**	0.6	**100.6**	0.3	114.20	12,526
20年度	**430,624**	4.8	**80,556**	5.4	**102.5**	1.4	**101.7**	1.1	100.46	8,110
21年度	**430,922**	△ 1.4	**79,383**	△ 4.2	**99.5**	△ 3.0	**100.0**	△ 1.6	92.80	11,090
21年10～12月	**109,740**	△ 1.6	**20,034**	△ 5.9	**99.4**	△ 2.9	**99.8**	△ 2.0	89.68	10,546
22年 1～3月	**99,069**	△ 1.9	**18,501**	△ 5.2	**99.2**	△ 1.5	**99.4**	△ 1.2	90.65	11,090
4～6月	**107,597**	△ 1.2	**19,833**	△ 3.0	**99.4**	△ 0.4	**99.7**	△ 0.9	90.01	9,383
7～9月	**123,404**	4.7	**22,400**	4.2	**99.2**	△ 0.2	**99.5**	△ 0.8	85.86	9,369
10～12月	**110,436**	△ 1.8	**20,402**	△ 0.9	**99.8**	0.4	**99.9**	0.1	82.58	10,229
22年 1月	**33,540**	△ 2.1	**6,199**	△ 5.5	**99.1**	△ 1.7	**99.4**	△ 1.3	91.16	10,198
2月	**31,031**	△ 1.2	**5,777**	△ 4.9	**99.1**	△ 1.4	**99.3**	△ 1.1	90.28	10,126
3月	**34,498**	△ 2.2	**6,525**	△ 5.1	**99.3**	△ 1.3	**99.6**	△ 1.1	90.52	11,090
4月	**33,987**	△ 2.1	**6,438**	△ 3.9	**99.1**	△ 1.0	**99.6**	△ 1.2	93.38	11,057
5月	**36,172**	△ 3.0	**6,703**	△ 3.7	**99.5**	△ 0.2	**99.7**	△ 0.9	91.74	9,769
6月	**37,438**	1.4	**6,692**	△ 1.4	**99.6**	△ 0.1	**99.7**	△ 0.7	90.92	9,383
7月	**39,940**	1.2	**7,363**	0.3	**98.9**	△ 0.3	**99.2**	△ 0.9	87.72	9,537
8月	**41,453**	1.1	**7,427**	0.7	**99.1**	△ 0.3	**99.5**	△ 0.9	85.47	8,824
9月	**42,011**	12.3	**7,610**	12.2	**99.6**	0.0	**99.8**	△ 0.6	84.38	9,369
10月	**35,115**	△ 7.3	**6,515**	△ 6.0	**99.9**	0.4	**100.2**	0.2	81.87	9,202
11月	**35,647**	0.0	**6,620**	0.7	**99.7**	0.4	**99.9**	0.1	82.48	9,937
12月	**39,674**	1.8	**7,267**	2.8	**99.9**	0.5	**99.6**	0.0	83.41	10,229
23年 1月	**35,828**	3.8	**6,638**	4.5	**99.7**	0.6	**99.4**	0.0	82.63	10,238
資料	経済産業省、北海道経済産業局				総務省				日本銀行	日本経済新聞社

■コンビニエンス販売額の前年同月比は既存店ベースによる。

■年度及び四半期の数値は、月平均値。

■円相場は対米ドル、インターバンク中心相場の月中平均値。

年月	乗用車新車登録台数									
	北海道								全国	
	合計		普通車		小型車		軽乗用車		普・小・軽・計	
	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)
18年度	**176,300**	△ 5.8	**43,780**	△ 5.1	**77,398**	△14.6	**55,122**	9.4	**4,557,330**	△ 4.2
19年度	**169,149**	△ 4.1	**48,440**	10.6	**71,557**	△ 7.5	**49,152**	△10.8	**4,390,344**	△ 3.7
20年度	**150,123**	△11.2	**39,145**	△19.2	**63,490**	△11.3	**47,488**	△ 3.4	**3,908,880**	△11.0
21年度	**160,116**	6.7	**49,078**	25.4	**66,223**	4.3	**44,815**	△ 5.6	**4,175,457**	6.8
21年10～12月	**34,939**	18.4	**11,258**	47.8	**14,106**	17.8	**9,575**	△ 3.5	**1,029,803**	19.3
22年 1～3月	**47,193**	21.9	**15,614**	65.6	**18,299**	16.3	**13,280**	△ 2.1	**1,295,688**	24.1
4～6月	**43,742**	20.8	**13,371**	35.1	**18,281**	17.6	**12,090**	12.2	**976,233**	22.0
7～9月	**46,355**	11.0	**14,695**	19.4	**19,316**	5.7	**12,344**	10.3	**1,098,515**	4.6
10～12月	**26,597**	△23.9	**8,198**	△27.2	**10,274**	△27.2	**8,125**	△15.1	**749,881**	△27.2
22年 1月	**10,281**	30.6	**3,339**	82.2	**3,922**	25.4	**3,020**	3.8	**319,750**	24.9
2月	**12,710**	22.4	**4,175**	76.3	**4,797**	15.3	**3,738**	△ 3.0	**395,601**	21.9
3月	**24,202**	18.2	**8,100**	55.0	**9,580**	13.5	**6,522**	△ 4.2	**580,337**	25.2
4月	**14,795**	28.3	**4,266**	57.8	**6,501**	24.3	**4,028**	11.9	**298,311**	26.4
5月	**13,002**	23.3	**4,049**	26.5	**5,127**	25.9	**3,826**	17.0	**300,760**	23.0
6月	**15,945**	12.8	**5,056**	26.6	**6,653**	6.6	**4,236**	8.6	**377,162**	18.1
7月	**17,765**	8.0	**5,390**	21.6	**8,164**	△ 0.8	**4,211**	11.3	**420,593**	12.9
8月	**13,676**	37.7	**4,174**	45.1	**5,872**	51.5	**3,630**	14.3	**369,210**	40.1
9月	**14,914**	△ 3.1	**5,131**	2.6	**5,280**	△14.4	**4,503**	6.5	**400,663**	△ 3.2
10月	**9,491**	△23.6	**2,770**	△29.5	**3,590**	△28.2	**3,131**	△10.5	**251,493**	△25.9
11月	**9,535**	△24.0	**3,050**	△20.7	**3,841**	△26.5	**2,644**	△23.9	**258,732**	△29.8
12月	**7,571**	△24.1	**2,378**	△31.8	**2,843**	△26.8	**2,350**	△ 9.7	**239,656**	△25.5
23年 1月	**8,575**	△16.6	**2,334**	△30.1	**3,488**	△11.1	**2,753**	△ 8.8	**259,079**	△19.0
資料	㈳日本自動車販売協会連合会、㈳全国軽自動車協会連合会									

年月	新設住宅着工戸数				公共工事請負金額				機械受注実績	
	北海道		全国		北海道		全国		全国	
	戸	前年同月比(%)	百戸	前年同月比(%)	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)
18年度	49,946	△ 5.8	12,852	2.9	961,122	△10.1	122,838	△ 5.2	127,413	2.0
19年度	42,397	△15.1	10,356	△19.4	883,644	△ 8.1	117,818	△ 4.1	123,640	△ 3.0
20年度	36,050	△15.0	10,392	0.3	858,082	△ 2.9	117,951	0.1	106,168	△14.1
21年度	27,616	△23.4	7,753	△25.4	937,665	9.3	123,776	4.9	84,337	△20.6
21年10～12月	8,215	4.2	2,046	△20.9	173,689	39.3	29,765	6.3	19,613	△14.0
22年 1 ～ 3 月	4,968	20.9	1,865	△ 6.6	130,951	△ 6.7	24,992	△11.8	23,180	△ 1.8
4 ～ 6 月	7,942	7.4	1,952	△ 1.1	276,817	△12.6	31,018	△ 3.5	21,539	3.3
7 ～ 9 月	8,273	17.5	2,128	13.8	249,646	△21.1	32,246	△12.6	23,376	13.0
10～12月	7,800	△ 5.1	2,187	6.9	129,897	△25.2	25,369	△14.8	20,571	4.9
22年 1月	1,210	47.2	650	△ 8.1	9,481	△50.5	5,791	△ 3.8	5,681	△ 1.1
2月	1,374	2.8	565	△ 9.3	18,899	19.2	5,790	△ 8.8	6,431	△ 7.1
3月	2,384	22.2	650	△ 2.4	102,571	△ 2.6	13,411	△16.0	11,068	1.2
4月	2,547	6.5	666	0.6	138,044	△ 6.2	13,278	△ 0.1	6,880	9.4
5月	2,415	14.3	599	△ 4.6	60,125	△ 9.6	7,402	△ 5.9	6,389	4.3
6月	2,980	3.2	687	0.6	78,648	△23.6	10,338	△ 5.8	8,270	△ 2.2
7月	2,825	23.6	688	4.3	106,230	△12.0	11,410	△ 8.8	6,844	15.9
8月	2,941	21.1	720	20.5	73,831	△23.3	9,216	△ 8.4	7,073	24.1
9月	2,507	7.8	720	17.7	69,585	△30.0	11,620	△18.8	9,459	4.2
10月	2,787	6.8	714	6.4	55,506	△39.8	10,367	△18.1	6,358	7.0
11月	2,613	△15.0	728	6.8	39,394	△22.7	7,912	△ 6.3	6,442	11.6
12月	2,400	△ 5.2	745	7.5	34,997	14.7	7,090	△18.1	7,771	△ 1.6
23年 1月	1,950	61.2	667	2.7	17,955	89.4	5,218	△ 9.9	6,019	5.9
資料	国土交通省				北海道建設業信用保証㈱				内閣府	

■船舶・電力を除く民需（原系列）。

年月	来道客数		有効求人倍率（常用）		完全失業率		企業倒産件数（負債総額1,000万円以上）			
	北海道		北海道	全国	北海道	全国	北海道		全国	
	千人	前年同月比(%)	倍 原数値		% 原数値		件	前年同月比(%)	件	前年同月比(%)
18年度	13,082	3.0	0.53	1.02	5.4	4.1	546	△ 1.6	13,337	1.3
19年度	12,817	△ 2.0	0.51	0.97	5.2	3.8	610	11.7	14,366	7.7
20年度	12,253	△ 4.4	0.43	0.74	5.0	4.1	741	21.5	16,146	12.4
21年度	11,539	△ 5.8	0.35	0.42	5.2	5.2	489	△34.0	14,732	△ 8.8
21年10～12月	2,693	△ 8.1	0.37	0.42	4.7	5.0	116	△38.6	3,529	△13.2
22年 1 ～ 3 月	2,523	△ 0.2	0.38	0.46	5.2	5.1	109	△37.7	3,467	△17.7
4 ～ 6 月	2,688	1.7	0.36	0.42	5.5	5.3	113	△27.6	3,323	△16.0
7 ～ 9 月	3,606	△ 2.0	0.41	0.49	5.0	5.1	111	2.8	3,232	△14.5
10～12月	2,625	△ 2.5	0.44	0.55	5.1	4.8	107	△ 7.8	3,299	△ 6.5
22年 1月	790	△ 1.5	0.36	0.45	↑	4.9	38	△36.7	1,063	△21.8
2月	822	4.7	0.39	0.46	5.2	5.0	35	△30.0	1,090	△17.2
3月	911	△ 3.1	0.39	0.47	↓	5.3	36	△44.6	1,314	△14.5
4月	752	4.5	0.35	0.42	↑	5.4	45	△19.6	1,154	△13.1
5月	925	0.8	0.35	0.41	5.5	5.2	35	△22.2	1,021	△15.1
6月	1,011	0.4	0.37	0.43	↓	5.2	33	△40.0	1,148	△19.2
7月	1,138	0.8	0.38	0.45	↑	5.0	39	0.0	1,066	△23.0
8月	1,316	△ 0.5	0.41	0.49	5.0	5.1	34	△20.9	1,064	△14.2
9月	1,152	△ 6.1	0.43	0.52	↓	5.1	38	46.2	1,102	△ 4.5
10月	1,005	△ 0.3	0.45	0.54	↑	5.0	30	△23.1	1,136	△ 9.9
11月	808	△ 4.7	0.44	0.55	5.1	4.8	37	5.7	1,061	△ 6.2
12月	812	△ 3.0	0.42	0.56	↓	4.6	40	△ 4.8	1,102	△ 2.9
23年 1月	782	△ 1.1	0.42	0.59	―	4.7	39	2.6	1,041	△ 2.0
資料	北海道観光振興機構		厚生労働省 北海道労働局		総務省		㈱東京商工リサーチ			

■年度および四半期の数値は月平均値。　■北海道の年度は暦年値。

年月	通関実績							
	輸出				輸入			
	北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前年同月比（%）	億円	前年同月比（%）	百万円	前年同月比（%）	億円	前年同月比（%）
18年度	324,578	23.1	774,606	13.4	1,263,781	30.9	684,473	13.1
19年度	381,447	17.5	851,134	9.9	1,387,592	9.8	749,581	9.5
20年度	377,154	△ 1.1	711,456	△16.4	1,552,449	11.9	719,104	△ 4.1
21年度	322,642	△14.5	590,126	△17.1	977,292	△37.0	537,807	△25.2
21年10～12月	84,906	△ 0.5	157,082	△ 8.0	265,342	△25.5	140,003	△20.9
22年 1 ～ 3 月	84,799	33.0	160,331	43.3	283,574	29.6	143,750	18.9
4 ～ 6 月	82,459	45.6	170,644	33.2	295,555	52.0	153,314	27.9
7 ～ 9 月	83,754	△13.0	170,315	17.8	276,629	18.2	153,599	14.5
10～12月	r 90,099	6.1	172,763	10.0	r 294,411	11.0	155,728	11.2
22年 1月	22,194	8.0	49,016	40.9	94,764	20.9	48,406	8.9
2月	33,243	62.6	51,279	45.3	92,055	45.4	44,806	29.5
3月	29,362	28.9	60,036	43.5	96,755	25.3	50,538	20.6
4月	29,275	51.8	58,879	40.4	111,415	45.6	51,530	24.3
5月	24,172	22.7	53,098	32.1	87,115	42.4	49,938	33.6
6月	29,012	64.4	58,668	27.7	97,025	71.0	51,846	26.2
7月	32,922	△ 9.2	59,827	23.5	98,271	43.8	51,835	15.8
8月	22,155	△ 2.6	52,079	15.5	77,669	7.0	51,239	17.9
9月	28,677	△23.1	58,409	14.3	100,689	8.3	50,524	10.0
10月	30,655	2.1	57,241	7.8	90,583	2.6	49,057	8.8
11月	24,271	△13.2	54,398	9.1	r 90,321	11.9	52,807	14.2
12月	r 35,173	30.6	61,123	12.9	r 113,507	17.9	p 53,865	10.6
23年 1月	p 26,975	21.5	49,703	1.4	p 115,079	21.4	p 54,456	12.5
資料	財務省、函館税関							

■「p」は速報値、「r」は修正値。

年月	預貸金（国内銀行）							
	預金				貸出			
	北海道		全国		北海道		全国	
	億円	前年同月比（%）	億円	前年同月比（%）	億円	前年同月比（%）	億円	前年同月比（%）
18年度	125,413	1.8	5,359,453	1.1	88,270	△ 0.6	3,992,094	0.9
19年度	127,342	1.5	5,502,137	2.7	88,966	0.8	4,048,894	1.4
20年度	129,951	2.0	5,647,019	2.6	91,056	2.3	4,222,593	4.3
21年度	134,970	3.9	5,796,078	2.6	92,746	1.9	4,161,697	△ 1.4
21年10～12月	133,909	3.0	5,671,977	2.4	92,230	2.6	4,166,167	△ 1.2
22年 1 ～ 3 月	134,970	3.9	5,796,078	2.6	92,746	1.9	4,161,697	△ 1.4
4 ～ 6 月	134,911	1.8	5,799,580	2.0	90,225	0.3	4,094,429	△ 1.6
7 ～ 9 月	134,145	2.1	5,775,229	2.4	91,601	0.5	4,104,352	△ 1.5
10～12月	136,022	1.6	5,767,078	1.7	92,165	△ 0.1	4,093,066	△ 1.8
22年 1月	132,387	3.1	5,659,077	2.7	92,044	2.5	4,140,365	△ 1.1
2月	133,213	2.7	5,683,726	2.3	91,983	1.6	4,138,254	△ 1.3
3月	134,970	3.9	5,796,078	2.6	92,746	1.9	4,161,697	△ 1.4
4月	134,587	2.6	5,776,527	2.4	92,436	1.2	4,104,312	△ 1.8
5月	134,522	2.6	5,797,778	3.0	91,295	0.3	4,089,159	△ 1.9
6月	134,911	1.8	5,799,580	2.0	90,225	0.3	4,094,429	△ 1.6
7月	134,001	2.5	5,735,437	1.9	90,461	0.4	4,085,752	△ 1.6
8月	133,957	2.1	5,740,868	2.3	90,424	0.3	4,067,471	△ 1.7
9月	134,145	2.1	5,775,229	2.4	91,601	0.5	4,104,352	△ 1.5
10月	133,741	1.4	5,730,245	2.4	91,458	0.2	4,067,706	△ 1.9
11月	134,551	1.9	5,758,635	1.9	91,123	△ 0.2	4,060,272	△ 1.8
12月	136,022	1.6	5,767,078	1.7	92,165	△ 0.1	4,093,066	△ 1.8
23年 1月	133,993	1.2	5,762,021	1.8	91,565	△ 0.5	4,064,857	△ 1.8
資料	日本銀行							

このたびの東北地方太平洋沖地震において被害を受けられた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

一日も早く復旧されますよう心よりお祈り申し上げます。

北洋銀行
www.hokuyobank.co.jp

調査レポート 2011.4月号（No.177）
平成23年（2011年）3月発行
発　　行　　株式会社 北洋銀行
企画・制作　　株式会社 北海道二十一世紀総合研究所　調査部
電話（011）231-8681

R70・R100
古紙パルプ配合率70%再生紙を使用　古紙パルプ配合率100%再生紙を使用

PRINTED WITH SOY INK™
この印刷物は環境にやさしい「大豆インキ」
古紙配合率100%紙（表紙）古紙配合率70%紙（中面）を
使用しています。